

第2回 横浜市障害者差別解消支援地域協議会会議録	
日 時	平成28年11月29日（火）14時00分～16時23分
開催場所	神奈川自治会館3階 会議室
出席者 (名簿順)	池田委員、井上委員、佐藤(秀)委員、須山委員、永田委員、奈良崎委員、 浜崎委員、松島委員、山下委員、和田委員、大羽委員、石曾根委員、 加藤委員、根上委員、中瀬委員、前沢委員、石渡委員、鈴木委員、内嶋委員、 大野委員、堀川委員、石川委員、小泉委員（代理出席）、佐藤(祐)委員、 冢田委員、山田委員、吉田委員
欠席者	清水委員、河原委員、山之井委員、山野井委員、湧井委員、村岡委員
議 題	1 障害者差別に関する相談対応の状況について 2 障害者差別解消に関する啓発活動等について（第1回会議の続き） 3 その他
議 事	<p>1 開会 配付資料確認等</p> <p>2 議題 (1) 障害者差別に関する相談対応の状況について (石渡会長) 本日の議題に入りたい。議題の1は「障害者差別に関する相談対応の状況について」であるが、「相談対応事例の紹介」と「相談窓口、相談対応について」の二つのことについて話をしていく。 まず山田委員から、「相談対応事例の紹介」について、資料1の説明をお願いしたい。 (山田委員) (資料1について説明) (石渡会長) 資料1について説明があった。質問、意見のある方はお願いしたい。 (中瀬委員) 4月から10月までの相談対応としては3件のみであったのか。少ないように感じるが、報告のルートはどのようになっているのか。 (山田委員) 障害者差別解消法の施行後、庁内の各区・局の担当部署から、障害者差別に関する相談について報告があったものである。所定の報告の様式があり、その提出が3件あったということである。実際には相談があったが、報告を上げていないものが、もしかしたらあるかもしれない。今後とも、相談事例があればそれを集約し、この地域協議会の中で議論する資料にしたいということで、報告について周知徹底をしていきたいと思う。 (石渡会長) 人口42万人の藤沢市では27件の相談を受けたと聞いた。どのように事例を集めるのかによる違いだろうと藤沢市の担当の方も言っていたが、個人的には、むしろ差別なのかどうか定かでない細かなものも上がってくる相談窓口であるとよいと思う。 (和田委員) 3件のみであるが、「相談者がそれ以上の対応を望まなかったた</p>

め聞き取りのみで終了」というものが2件ある。結局、障害のある人たちは、自分がこういう扱いを受けたということを聞いてほしいということのみで、それ以上の対応は望まないようにも思う。今後も、「相談者がそれ以上の対応を望まなかったため聞き取りのみで終了」というものが出てくると思うが、この点についてはどのように考えるか。

(事務局) 庁内の相談対応については、事案があれば全て障害企画課に報告するよう取り扱っているところであるが、相談内容の傾向については、まだ法律の施行から間もないので、もう少し事例を積み重ね、経過を見ていきたい。

(井上委員) 各区からの報告をまとめてという話があったが、例えば、施設や地域ケアプラザ、情報提供施設、商店なども全て含めての報告ということであるのか。

(山田委員) 横浜市役所の組織の中での集約であり、地域ケアプラザ等で相談があったという件数は含めていない。

(井上委員) 本来であれば、全部含めてもらえると思う。例えば、聴覚障害者情報提供施設の相談窓口では、聴覚障害者からサービスに関する相談などもあると思うので、そのような他の施設を含めて聞いてもらいたいと思った。

(石渡会長) 地域の関係機関からの差別事例についても、まとめてもらえたらという意見であった。何かそのようなことについて、検討していることはあるか。

(山田委員) 障害者差別解消法の相談対応は、福祉施設での対応に限られるものではなく、一般の事業者においても、法律の趣旨に基づいて相談を受けたり、対応をしたりということが求められている。その全ての分野にわたることについて、どこまで集約をしていけばよいのかということについては、今後考えていきたいと思う。何かご意見があれば伺いたい。

(池田委員) 私も生活センターや地域活動ホームの運営委員会で障害者相談員などを行っているが、実際に相談はある。この前も運営委員会で2件の報告があった。また、一つの例であるが、7月の参議院選挙である投票所に視覚障害のある人が投票に行った際、介助者ではなく投票所の担当者が付き添うということであったが、それがうまくいっておらず、結局、本人が全国区の党の綱領を読んでほしいと伝えたところ、それはできないと言われ、それでトラブルとなってしまう、転倒してケガをしてしまったという事例があった。投票所の担当の人たちが、視覚障害のある人の対応や状況を知っていたら、そのようなことは起こらなかったと思う。私も期日前投票に行き、点字で投票するからと言うと、まだ一度も使用したことのないような点字盤が出てきて、担当の人も初めて見たという感じである。投票する人の立場に立って、障害の基本的な理解をしていただき、対応していただきたいと思う。このような事例もある。先ほど

藤沢市の話もあったが、情報の上がり方が違うだけで事例はあると思う。(石渡会長) 貴重な事例の報告であった。後ほど議論する相談窓口のことに
も関わりがあると思うが、差別事例を行政としてどのように集めるのか、
検討の必要があるように思った。

(松島委員) 先ほどの報告で、それ以上の対応を望まなかったとの事例が2
件あったが、話を聞いてもらうことで済んでしまうこともあるかもしれ
ないが、あきらめてしまったということもあると思う。これ以上やっ
ても相手の方が強く出たらと心配して萎縮し、それ以上言えなかったとい
うこともあるのではないかと思う。それを汲み取っていただきたいと思
う。

(石渡会長) 相談を受ける窓口の方に分かってもらいたいことであるだろう。
差別を受けたと感じた人の気持ちをしっかり汲み取って対応していくこ
とが大事であると改めて考えさせられた。他に事例の報告、紹介などは
あるか。

(奈良崎委員) 本人活動で知的障害のある仲間と事例について考えるときに、
いじめと虐待と差別のどれかが分からないという事例がよくある。私も
自分なりに頑張って仕分けをしてみる。私も事業所で働いていたことが
あるが、私たちも、自分の障害は具体的にこういうことができません、
こういうことができるということを伝えないといけないし、また、会社
や銀行の委員の方もいらっしゃるので、今後、自分の会社は障害につ
いてこういう研修を行っているなどの情報交換の場になり、これは違うよ
ねなどの話ができるとういと思う。

仲間と話をしていて、いじめと虐待と差別の仕分けが難しい。仲間同士
であるといじめ、年上の人からであると虐待のように思うが、差別とい
言葉が本人には分からない。それを伝えることが大変なように思う。

(石渡会長) いじめと虐待と差別の3つの考えの整理については、各委員に
も考えていただけたらと思う。今後、この地域協議会でも議論できたら
と思う。

(須山委員) 私自身は、市への相談というのは、困って困って解決ができな
いという状態になったときにのみ相談するというイメージしてい
た。相談の内容によっては、横浜市に相談する前に、どこかできちんと
解決ができるような気がする。今後、相談内容によって振り分けていか
ないといけないのではないかと思う。解決できない、難しい相談は横浜
市で対応するけれども、何とか解決できそうなものについては、どこか
別のところで対応するということも必要であると思う。全ての相談が横
浜市にひっきりなしに行くのでは、市も大変なのではないか。

(石渡会長) それでは、今の意見なども踏まえて、次の「相談窓口、相談対
応について」に移りたい。相談対応については、横浜市がきちんと対応
すべきもの、そして、地域や事業者で対応すべきものなどの意見もあつ

たが、どのように考えていったらよいか、意見をいただいきたいと思う。それでは、まず資料2について大羽委員から説明をお願いしたい。(大羽委員) 資料2は、前回の会議の後に事務局へ提出したものである。障害を理由とする差別の相談窓口については、様々な問題があり、現状では、それが解決されないままの状態にあるように思う。先ほどの相談事例が少ないということでもはっきりしてきたと思う。まずは問題点がどこにあるのかを明らかにし、その解決方法はすぐには見つからないかもしれないが、みんなで探っていかなければいけないと考えている。

(資料2について説明)

(石渡会長) 続いて、現在の相談対応の流れについて、山田委員から資料3の説明をお願いしたい。

(山田委員) (資料3について説明)

(石渡会長) 基本的な流れについて説明があった。資料3は、事業者から差別を受けた場合のイメージであるが、先ほど病院の相談窓口がどこにあるのか分からないという話もあったが、基本的な流れとしては分かるが、具体的に差別を体験したときに、どのように動いたらよいか、これだけでは理解できないように思う。資料3の説明を受けて、大羽委員から何か補足はあるか。

(大羽委員) 資料3の相談対応の原則的な流れが問題ということではなく、これよりも突っ込んだ仕組みが必要ではないかというのが私の意見である。

(石渡会長) それでは、意見のある委員をお願いしたい。

(松島委員) この仕組みでは相談はできないと思う。というのは、私たちは事業者には差別されたことをその事業者には訴えたり相談はできず、泣き寝入りするしかない。例えば、私みたいな人は、差別をした鉄道事業者の本社に行って「社長を出せ」と言うことはできるが、大体の人は事業者には相談ができない。泣き寝入りをするしかない。どこに相談したらよいかも分からない。だから、差別を受けたと思ったら、事業者ではなく、横浜市であるとか、気軽に相談ができる窓口がないと無理であると思う。これでは、相談も上がって来ない。

(内嶋副会長) この協議会でどこまで議論するのかということもあるが、相談窓口というのは、相談に来る当事者の人たちに向けて開いておかななくてはならない。障害当事者の委員から、事業者の相談窓口には相談ができないという意見があったが、私もそのように思う。相手方に相談することはしない。資料3の流れでは、最初に事業者の設置する相談窓口には相談することになっているが、この部分を改善しなくては、このフローは維持できないと思う。また、次に事業の担当部署等が出てくるが、本当に事業の担当部署が差別であるとか、障害の特性などを分かった上で相談を受けているのかということについては甚だ疑問である。事業の監

督に関してはプロであるかもしれないが、障害当事者から話を聞くであるとか、相談を受ける、差別という新しい概念を取り扱うのは、私は難しいように思う。いっそのこと、横浜市の障害者差別相談窓口というのを作って、きちんとインテークからできる、どのような障害の人が来ても大体の人は対応ができる、ある程度の振り分けができるという人を置いてまず情報を収集する。そうすれば、相談をしてその先に進むのか進まないのか障害当事者も判断ができる。そのくらい進んだ制度というもの、窓口を置いた方がよいと思う。これだけのことを行えば、大羽委員のご意見についても、一挙に解決できるのではないか。本気で相談をやらうと思えば、窓口を充実させるしか方法はない。横浜市が専門の相談窓口を作れば、いろいろな窓口で相談があっても、あそこに振ればよいということになるし、事業者もそこに相談するよう案内することができると思う。

それから、制度上の差別の不服についての対応であるが、これは残念ながら障害者差別解消法では対応ができない。別途独自の考え方でやるしかないが、これに関しては、名案は浮かんでいない。個人的には、こうしたことは当事者団体がやることだと思っているが、問題は、当事者団体は少数派であり、制度を変えるということは、やはり多数決の原理に基づくものであるということである。その点がハードルになる。よって、当事者団体のみに任せてよいのかという点はあるが、やはり中心は当事者団体であろう。そして、一般市民とどうスクラムを組むかということについては、後半の議題の啓発活動に関わってくることであると思う。横浜市が行政として一方の立場に立って制度を変えていくことはやりにくいと思うが、共生社会という包括的なことを絡めて工夫をして進めていくということはあるかもしれない。

もう一つ、相談を受けた後にどうするのかというのは非常に問題である。横浜市では、相談を受けて対応をしていく中で、最後には調整委員会によるあっせんという事案に深く関わるための仕組みを設けており、事実認定をして、事業者とも話をし、裁判ということではないが、かなり緻密な方法によって解決を図る仕組みを有しているが、それ以前の相談の対応をどうしていくのか。先ほど藤沢市では、多くの相談事例があるとの話があったが、相談対応をしましたということで終了し、複数の同じ事案があったもので、非常に問題があると思われるものが解決されていなかったため、これはどうなるのかと話をした。手を突っ込んで解決を図らなければいけないと思ったが、あっせんの仕組みを持っておらず、具体的に手を入れて個別の対応をしていくことが難しい。一方、横浜市では、あっせんの申出があった場合は、調整委員会においてあっせんの手続を行うことになるが、これがマンパワー的にも結構大変である。事案をきちんと丁寧に解決していく上で一番良い方法であるが、新たな

設置には人も予算もかかる。横浜市ですら結構大変であることをどうしていくのか、課題となっている。その辺りも見極めた上で議論していかないといけない。

(石渡会長) 話の一番のポイントは、相談窓口は一本化した方がよいのではないかということであったと思う。私も以前からそのように思っていたが、そのようなことが実際にできるのか。他に意見はあるか。

(佐藤(秀)委員) 私も資料を拝見し、基本的には嫌な目に遭ったというときに、その相手である事業者に相談をするというのはかなり難しいと思う。大企業であると大体のところは相談窓口を持っていると思う。そのようなところはやや第三者的に対応してくれ、窓口としての機能はできているように思うが、一般の企業の窓口、対応は(第三者的に事案の)解決を図ろうというものではないように思う。そこで、やはり二つ目の行政の窓口というのが重要になると思うが、担当部署ごとに持つというのでは全くダメであると思う。様々な市民の方がいる中で、大切なことは分かりやすいということだけである。誰が見ても分かる、どこに相談すればよいのか、市民のほとんどが窓口があることを知っていて、そこに言えるということでないという意味がないように思う。そうでないと、実際には相談ができない。一本化されて分かりやすいということが重要である。

(奈良崎委員) 私は相談窓口の一本化は止めてほしいという意見である。どうしてかという理由は、相談窓口について知的障害の人たちに聞くと、支援者に聞く(相談する)という人が多い。おそらく支援者が相談者であり、事業所などには言わない人が多い。私も相談については、各本人が活動するところに支援者がいるから、その人に聞いてくださいと言うことが多い。相談窓口を作りました、土日もやっていますというものがよくあるが、私は正直そのような窓口は要らない。地域に、自分が住んでいる場所に安心して話を聞いてくれる人、この人に聞けば安心という人がいればそれでよいと思う。本人活動の中でも、奈良崎は何時から何時まで対応しますと伝えた方が本人も分かる。例えば、地活の相談員はいつでもいますと言われても、相談を受ける人が誰でどのような人なのかも知らない。あっても邪魔なだけである。新たに相談窓口を作られても、知的障害のある人たちはよく分かりませんというのが本音であると思う。

(大野委員) 内嶋委員の言われたように、結論としては、私も窓口を一本化した方が分かりやすいのではないかと思う。それによって事例も広く集まる可能性が高くなると思う。ただし、調整委員会との関係は考えていかなければいけない。広く集まった事案が全てあっせんということで調整委員会につながっていくとすると、確かにマンパワーの点からも現実的ではない。調整委員会に乗っかる事案と乗っからない事案の選別をする過程が必要になってくるように思う。条例では、過去と同一事案の申

出や労働関係の申出以外という程度の要件になっているが、場合によっては、条例の内容を見直すなど、その辺りも検討していく必要があるのではないかと思う。

(石川委員) 先ほど話のあった相談窓口についてであるが、医療の調整に関する総合的な窓口は健康福祉局にある。そこは医療法に基づく立入調査の権限は持っているが、医師や看護師や薬剤師などの人数が足りているか、清潔が保たれているかなどについての権限であり、医療そのものについては全く権限はない。医療の中で相談が多いのは、医療ミスであるとか不適切な医療の相談であると思うが、それについては権限はない。話を伺って相談内容を医療機関に伝えることはできても、結局、神奈川県弁護士会を紹介したり、最終的には法廷で争ってもらうしかない。

もう一つ、福祉サービスに関する福祉調整委員会があるが、相談で多いのは、墓地の新規改築や拡張についてである。これも条例をつくっているが、墓地を作ってはいけないという権限はないので、法に則って申請があれば進めざるを得ない。何を伝えたいのかというと、窓口の一本化で分かりやすくというのはよいと思うが、中身についてどこまで権限があるのか。最後に調整委員会はあるが、ここに言えば何でも役所がやってくれる、解決してくれるということにはならないと思う。権限が限られている中で窓口をどう考えていくのかと思ったところである。

(石渡会長) 権限のことは、事業者の協力ということも含めて考えていかなければいけないと思われる。

それでは、ここで10分間の休憩をとることとしたい。

(10分間休憩)

(石渡会長) 会議を再開したい。議論を続けたい。

(内嶋副会長) 先ほどいろいろと話をしたが、障害者差別解消法は今年4月に施行されてまだ産声を上げたばかりである。産声を上げたばかりで現在様々なリクエストが出ている。それらを一度に解決することは難しいと思うが、是非、この会議では、事業者の方々をはじめ様々な分野の方が出席されており、せっかくできた横浜の取組であるので、障害当事者の声をどのように吸い上げていくのか、声をたくさん集めれば、自ずと取り組まなければいけない重大な問題が浮かび上がってくるはずである。先ほどの藤沢市のように(相談の)数が多いと、これはやらなくてはいけない、これはもう少し待っていただけ、又は緊急性があるということが分かってくる。事例として、タクシーの運転手に障害のパスを見せたときの対応のことであるが、割引を非常に嫌がるという事例がいくつか出てきた。協議会の委員の方々も同じ経験をされていた。そして、これを何とかできないかと申し上げた。横浜でも、数を集めること、そ

れをどうやって解決するのか、時間はかかると思うが、幸いにして調整委員会のあっせんの仕組みが横浜市にはあるので、それを活かして現時点で対応できる範囲のことを行っていくことになると思う。目指すところは、障害のある方と障害のない方との共生である。差別解消は、差別というダークな部分を見るだけでなく、既にこの会議で意見も出ているが、様々な分野の委員が集まっているので、建設的な議論をしていけたらと考えている。

(奈良崎委員) ダーク、パスとは何か。

(内嶋副会長) パスについては、障害者手帳を見せるとタクシーの運賃が割引になるという制度である。障害のある人が手帳を見せると運転手の人が嫌な顔をして、もっとひどい場合は乗車拒否をするという話である。一説によると、タクシーの運転手の人は歩合制であるので、割引のお客さんを乗せると、自分の取り分も会社の取り分も減ってしまうというように話もあるようである。ダークについては、差別というのはとても嫌なイメージである。悲しくてつらいイメージ。その嫌なイメージの問題に取り組み、段々と良いイメージにしていく。私たちはこんなことを誤解していた、自分たちはこんなところで差別をしていたんだなど、障害のない人に理解を深めてもらい、差別がなくなるように一緒に暮らしていきましょうということである。私はこの会議を見ていて、そのような社会にしていけると信じている。まだ差別解消の取組は始まったばかりであり、まだダメだダメだというイメージはあるかもしれないが、このようなことに取り組んできて良かったと、障害のある人とない人が一緒に思えるようにしていければと思っている。

(石渡会長) これまで相談のあり方について、大事な意見がいろいろあった。他に意見はあるか。

(石曾根委員) 障害のある人にとって、窓口の一番重要なことは公正公平な対応をしてくれるところということであると思う。調整委員会は、この流れであれば誰もが公正公平にしてくれると思うであろうが、資料3のそこに行く前の窓口については、例えば、事業者であればどちらかの側に寄ってしまうなど、公正公平が保てないことが考えられる。よって、先ほど意見があったように、障害者差別専用の窓口を設けることに賛成である。この窓口を設けたときは、人が足りない中で、ある部署にその業務を担わせたときは業務が多岐にわたってしまうので、障害者差別専用の窓口を設けることがよいと思う。それから、全ての相談を調整委員会に持って行ってしまうと、手一杯でパンクしてしまう。調整委員会に行かないものについて、どのようにうまく対応していくのかが、今後の課題ではないかと考えている。

(和田委員) 私たち精神障害者は、まず問題が起こったときに、そのときから誰かに間に入ってもらわないと全くわけが分からなくなってしまうと

いうところがあると思う。差別を受けて嫌な思いをしたときに、それをどうやって表現したらよいか分からない人が数多くいる。こういう目に遭ったけれどもどうしたらよいかと私が聞かれたときは、こういう風に言いなさいと伝えたりするが、この人、何を言ってるんだろうと思われるってしまう人もいるし、反対に、この人はこういうことで困っているのだと、よく分かってもらえる人もいる。精神障害者というのは、第一の段階でそのときから誰かに入ってもらわないと話が通じないということがある。それについてはどう考えるか。

(石渡会長) 先ほどの奈良崎委員の意見にも関係すると思うが、一つの大きな窓口を作っても、そこにすぐにつながらない障害のある人も多い。その辺りをどうするのかという問題提起であると思う。

(前沢委員) 分かりやすく、客観性を持って聞いてくれる窓口に一本化ということには賛成であるが、おそらくそこに行きつくまでに、ダイレクトに相談ができる人というのは限られると思う。先ほど身近な支援者という話もあったが、一緒に相談に行くなどのサポートが必要であり、それは身近な相談者でも対応が可能なのではないか。その方の生活や心身の安定を図るために、段取りや手続が必要であれば身近な相談者は力になってくれると思う。その際に、相談に行くところがあやふやであると、支援者も迷ってしまう。そこが明確であれば、窓口の対応者も対応がしやすいと思う。法律の分野では法テラスといったものもあるが、一人であると相談内容を整理したり、組み立てて話をするのが難しい人も多いと思うが、一緒に行って相談をサポートできるようなイメージのものがあるとよいと思う。

(石渡会長) 先ほど意見もあったが、ピアサポート的な、同じ障害のある立場で受け止めてくれる人もたくさんいらっしゃると思う。身近な相談者と一本化の窓口の両方の機能が果たされるような仕組みということが大事になってくるかと思う。

(冢田委員) 一本化をするのも、身近な人にまずは相談するというのも良い仕組みであると思う。奈良崎委員の意見にあった「地域に」というキーワードは大切であると思う。相談をするシステムとしては一本化し、一本化している部署が地域へ出て行く。例えば、区役所でこの日に相談コーナーがありますなど、(一本化の窓口が) 地域に出て行く、そういう相談の仕組みがあることを周知していく。どうしたら、周知して、活用ができるかを含めて考えていければよいと思った。

(浜崎委員) 私の知り合いの車いすを使用している人の話であるが、月に1回、遠くの病院に行かなければいけない。その人は電車・バスを使っており、通院の日は非常に朝早く病院に行くそうであるが、通勤の時間帯にぶつかってしまい、階段とエレベーターしかない駅で、近くに大企業があつて通勤客が多い中、通勤の人がエレベーターを使ってしまい、1

台、2台と乗れずに見送ることになってしまう。これでは困るので、駅員に何度も注意するよう言ってほしいと伝えるが、その人も病院に急いでいて冷静に話ができずに強い調子で駅員に言うようになる。この場合、事業者の窓口にも相談すればよいのであるが、事業者にとってみれば、通勤している大企業の人たちも同じお客であり、事業者がそれを冷静に判断するのはなかなか難しいように私も思う。よって、相談の流れについては、別に窓口を作って行った方がよいと思う。そして、別に窓口を作る場合であるが、私もピア相談を行っているが、ピア相談は相談の範囲が非常に広い。別の窓口であるとしても、ピア相談が、障害者差別に関する相談をどのように絡めていくのか、考えていかなければならないと思う。

(須山委員) 私も窓口を一本化することはよいことであるように思うが、障害者の中には、きちんと言いたいことを整理してその一本化の窓口で訴えられる障害者ばかりではない。よって、その前に、身近なところで相談ができる窓口が必要になると思う。それが地域の区役所に1か所であるのと相談に行きやすいと思う。そして、そういったところで集まった重要な事項を上の相談窓口につなげてもらうという方法の方が障害者としては相談がしやすい。また、私たち聴覚障害者の場合は電話ができない。かと言って、ファックスでは細かいところのニュアンスまで文章にまとめて伝えることはできない。メールも同様である。手話を使う人であれば手話通訳者がいないと会話ができない。一本化の窓口を作った場合は、担当者はおそらく健常者であると思うが、そういったことなども考えると、一本化の窓口の下にもう一つ相談ができる場があった方がよいのではないかと思う。

(石渡会長) 横浜市の相談支援のシステム、相談支援のあり方にも関わってくる問題であると思う。

(鈴木委員) 相談体制についていろいろと議論がされており、窓口のあり方について様々な意見があるなと思って伺っていたところであるが、私は窓口の一本化は慎重に考えた方がよいという立場である。一本化することによって様々な相談がそこに行ってしまうというのは、虐待のホットラインを作ったときも同様のことが起こっている。一本化の幻想論について牽制しておきたいと思っている。そこにダイレクトに相談できる人がどのくらいいるのかであるとか、多様な相談が集まってどのように仕分けをしていくのか。また、別の言い方をすれば、横浜は今、資料3のとおり三層構造、事業者の対応、行政の対応、調整委員会の対応の3つの対応があるが、私はこの3つがあることは良いことであると思っている。事業者は自らのことで苦情を聞くのは当たり前のことであるし、二つ目の行政の対応も、障害福祉の担当課のみが対応することは私はナンセンスであると思っている。事業の担当部署が対応していくこと、そこ

が非常に重要であると考えている。障害者差別解消の問題を障害福祉の担当課だけが行っていたら、この問題はいつまで経っても解決しない。要は、行政のあらゆる分野の担当部署が差別解消に立ち向かっていくということが法律の趣旨である。福祉だけでこの問題を考えることは危険な感じがする。行政の中で、差別についての人権感覚の鋭敏さを養っていただき、対応していただくことが重要であると考えている。窓口の一本化というのは、一見分かりやすく良いように思うかもしれないが、これまで相談窓口を一本化することによってうまくいった例がどのくらいあるのか。一本化の意見に水を差すようであるが、意見として言っておきたい。

(佐藤(秀)委員) 先ほど私がお話したことについて補足をしておきたい。一本化についてであるが、一本化ということで窓口を分かりやすくということではなくて、私がお伝えしたかったのは、分かりやすい窓口ということである。例えば、10人くらいのそのような部署を市庁舎内に1か所作るというようなイメージを考えていたのではなく、分かりやすい窓口が横浜市の中に存在しているということであらうと考えていた。その分かりやすい窓口が区に分散して存在するということもあり得るし、どこに行けば相談ができるのかということが市民全員が分かっているという状態が大切ではないかと考えている。そういう意味での分かりやすい窓口が存在するということが、伝えなかったことである。このようなことをお話したのは、分からないという人がかなりいるというのは事実で、それはどこに相談したらよいのか分からないというよりも、また、相談するところが存在すること自体が分からないというよりも、いろいろな障害者団体の中に相談窓口があり、腎不全の内部障害のある人であれば横浜市腎友会に相談することができるなど、身近に相談できる団体がいるとあると思うが、それはそれで今後も残っていくと思うが、次の段階で、行政の窓口としてどこに行けばよいのかについては、誰もが分かっている窓口があつて、そこにストレートに行ける人は行けばよいし、身近な窓口を経由してという人はそのようにもできる。そのような形がやはり必要であると思う。

(石渡会長) それでは、最初の議題である相談対応については、本日委員からいただいた様々な意見を事務局で整理し、すぐに完璧なものができるということではないが、それを活かして、少し新しい形を考えていただくということをお願いしたい。

(2) 障害者差別解消に関する啓発活動等について

(石渡会長) 続いて、議題の2、「障害者差別解消に関する啓発活動等について」に進みたい。事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局) (資料4について説明)

本日は、時間の関係で、資料4の③と資料5にある「障害のある人と障害のない人との交流を通した啓発活動」の部分についてご説明をさせていただきたい。検討部会においてご意見をいただいた取組であるが、事業を開始していくところであるのでご紹介したい。

(資料5について説明、事業者 studio-L 紹介)

(studio-L) これから、障害のある方、ない方からいろいろお話を聞きながら、どのようにしたら気軽な形の交流の場を作っていくことができるのか、一緒に考えていきたいと思っている。この場にいる何人かの方にもお話を伺っていきたくて考えているので、是非よろしくお願ひしたい。

(事務局) 本日はご紹介のみであるが、今後、この交流を通した啓発の取組を皆様のご協力もいただきながら進めていきたいと考えている。よろしくお願ひしたい。

(石渡会長) 只今の説明について質問があればお願ひしたい。また、この交流を通した啓発活動について、何か意見や既に取り組んでいることなどがあればお願ひしたい。

(特になし)

(石渡会長) 続いて、事務局から資料6の説明をお願ひしたい。

(事務局) 資料4の④の「事業者・市職員向けの啓発や研修に関すること」の関連で一つご提案をさせていただきたい。

(資料6について説明)

(石渡会長) 事務局から資料6の内容について提案があった。事業者が実施する従業員研修等への協力の取組について、このような内容で進めていくことでよろしいか。

(異議なし)

(3) その他

(石渡会長) それでは、次の「その他」に進みたい。事務局から資料7について説明をお願ひしたい。

(事務局) 資料7は、前回に引き続き、障害者差別解消に関する最近の市の取組状況を紹介したものである。後ほどご覧いただきたい。また、資料として、啓発資料のすごろくも配付させていただいている。併せてご覧いただきたい。

(石渡会長) すごろくの作成に当たっては、本日ご出席の永田委員、奈良崎委員に時間とエネルギーを費やしていただいた。一言ずつお願ひしたい。

(永田委員) このすごろくは、奈良崎委員と、前にこの仕事に関わってくれた井上さんと私、永田で作成をした。このすごろくを障害のある人や家族、友だち、職員やボランティアの人たちなど、いろいろな人にやってもらいたい。私もグループホームで職員やボランティアの人と一緒にや

	<p>ってみた。サイコロが×になったり○になったりして楽しかった。×のときは、なんでこんなことがあるのだろうと思ったりした。是非、皆さんにもやってみてほしい。</p> <p>(石渡会長) このような取組は、横浜らしくてとても良いと思った。</p> <p>(奈良崎委員) このようなすごろくにイラストを描かせてもらって、すごいプレッシャーがあったが、皆さんから第2弾は何をやるのかと聞かれる。私は絵を描かせてもらったことが、すごく楽しかった。また、地方の知的の仲間と、このすごろくを通して差別について理解できたことがすごく良かったと思う。皆さん、これからもイラストを描く仕事があったらよろしくお願いをしたい。</p> <p>(石渡会長) 只今の説明で質問等はあるか。</p> <p>(特になし)</p> <p>(石渡会長) 続いて、永田委員から、津久井やまゆり園のことで資料の提出があった。永田委員から、この資料について説明をお願いしたい。</p> <p>(永田委員) (資料「津久井やまゆり園での事件について」を説明)</p> <p>(石渡会長) 永田委員からの貴重なメッセージであった。各委員、永田委員と同じ気持ちで聞いていただけたのではないかと思う。</p> <p>その他、各委員から何かあるか。</p> <p>(須山委員) 資料4の啓発活動のところ、一つ考えてきたことがあるので発言しておきたい。町内会の回覧板は、必ず世帯主又は配偶者が見る。回覧の中に差別解消のパンフレットなどを入れると、多少は普及啓発につながるのではないかと思う。市に検討をお願いしたい。</p> <p>(石渡会長) それでは、時間の関係でできなかつたところもあるが、本日の議題はこれで終了とする。</p> <p>3 連絡事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の開催日程について (来年6月頃を予定) ・ 会議録の作成、公表について ・ 相談体制、啓発活動について (次回も議題とする方向で調整) ・ 資料6の取組について (後日、改めて依頼の予定)
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 相談対応事例一覧 (平成28年4月～10月)</p> <p>資料2 差別解消支援地域協議会で検討していただきたいこと [大羽委員提出資料]</p> <p>資料3 障害者差別に関する相談対応の流れ (事業者から差別を受けた場合のイメージ)</p> <p>資料4 意見交換や情報交換をするテーマ「障害者差別解消に関する啓発活動等」(前回の資料5)、前回の主な意見等</p>

	<p>資料5 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」について</p> <p>資料6 事業者が実施する従業員研修等への協力の取組（案）</p> <p>資料7 障害者差別解消に関する市の取組状況について 障害のある人もない人も みんながいっしょに暮らす 横浜すごろく 横浜市福祉のまちづくり推進指針（パンフレット）</p> <p>永田委員提供資料「津久井やまゆり園での事件について」</p> <p>池田委員提供資料（視覚障害関連資料）</p>
--	---